

公益財団法人岡山県スポーツ協会スポーツ相談室事業実施要項

1 趣旨

スポーツによる怪我や障害、トレーニング処方・健康づくりのための運動処方等、スポーツに関する様々な相談に応じるために、医師や公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー（以下、「JSP0-AT」という。）等を相談員として派遣し、スポーツを愛好する県民をスポーツ医・科学的側面から支援する。

2 主催

公益財団法人岡山県スポーツ協会

3 主管

岡山県スポーツ指導者協議会

4 協力

JSP0-AT 岡山県協議会

5 事業内容

(1) 定期相談室

①日時：毎月第2・第4火曜日（祝祭日除く）

16：00～18：00

②会場：岡山県総合グラウンド体育館 管理室B

③相談員：医師・JSP0-AT・理学療法士等 4名

④相談料：200円/回（指導用消耗品・事務費に充てる）

※テーピング処方等にかかる経費は相談者の実費負担とする。

⑤その他：1回あたりの相談時間は20分～30分です。

(2) 移動相談室

詳細については、「公益財団法人岡山県スポーツ協会移動スポーツ相談室実施要項」に定めるとおりとする。

附 則

1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要項は、公益財団法人岡山県スポーツ協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

3 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

4 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

5 この要項は、令和2年4月1日から施行する。